


電気通信事業者各位

藤岡市高度無線環境整備推進事業  
「日野地区及び坂原地区」  
プロポザール仕様書



令和2年9月2日

群馬県藤岡市

# 高度無線環境整備推進事業に伴うプロポザール概要

この度は、藤岡市の日野地区及び坂原地区で、高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地区に、電気通信事業者による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備として、無線局エントランスまでの光ファイバーを整備を行うこととなった。

藤岡市として、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備を行い「児童・生徒に学校教育や在宅学習の実現」及び「5G・IOT等」の実現のための超高速通信の整備を行う。

群馬県藤岡市

市長 **新井 雅博**

電気通信役務サービス提供事業者選定	4
藤岡市整備エリア図	5
光ファイバーの芯線使用方法図	6
GE-OLT設置の方法	7
整備計画	8
参考資料	9 ~ 14

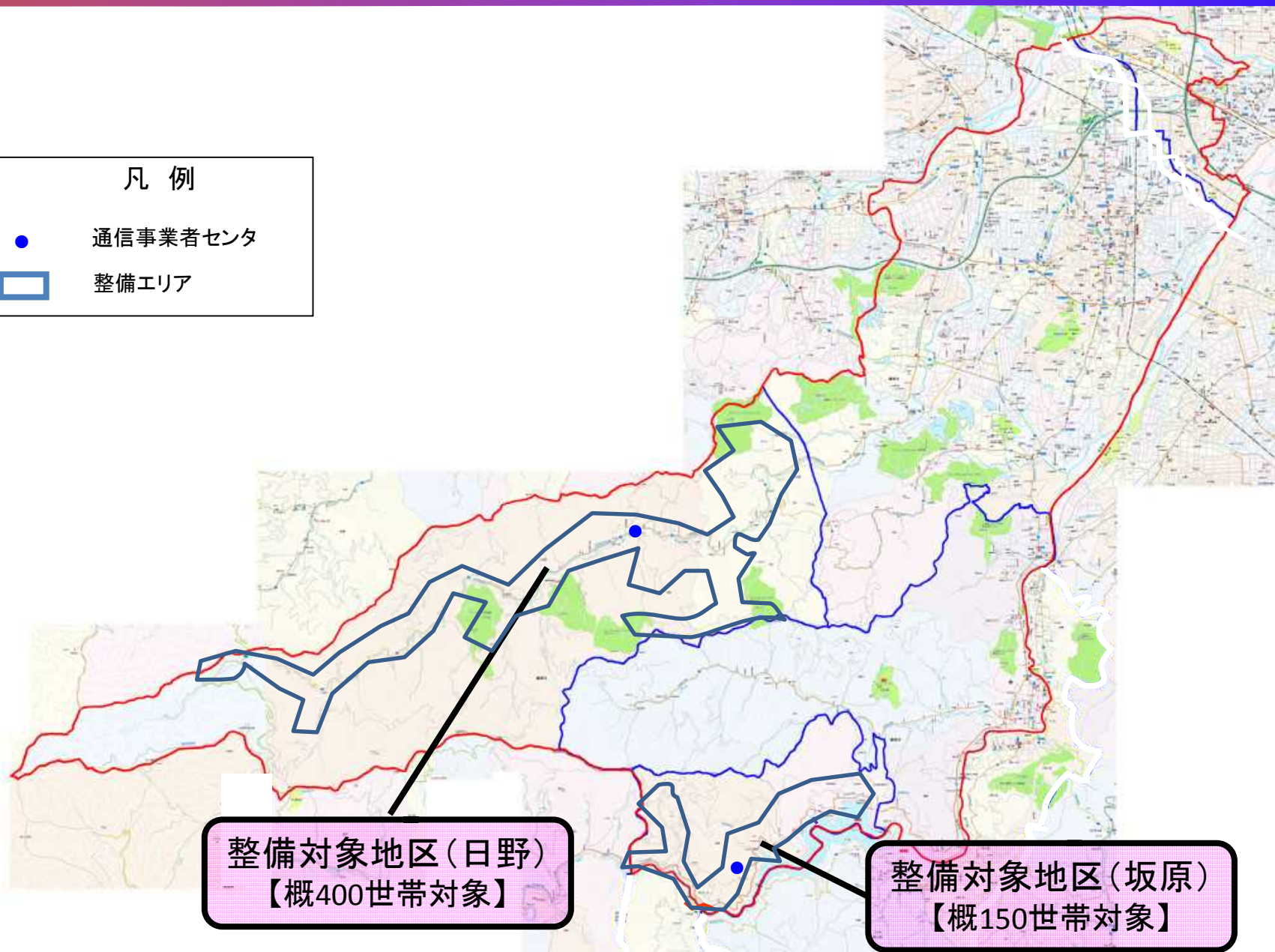
# 電気通信役務サービス提供事業者選定

藤岡市の日野地区(電話番号市内局番28局カバーエリア)及び坂原地区(電話番号市内局番56局カバーエリア)において、国の高度無線環境推進事業補助金の利用、通信事業者負担金、藤岡市の負担金により光ファイバー網整備を実施することとなりました。この事業実施者は次の条件をすべて満たし、かつ、この仕様書に定める公募型プロポーザル方式による選定を経て、市から指名した1者とします。

- 1 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者であること
- 2 日本国内において光ファイバーによる超高速ブロードバンド(以下「光サービス」という。)を提供していること
- 3 令和2・3年度藤岡市入札参加資格(「物品・役務」又は「建設工事」)を有すること
- 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- 6 市が定める契約事務等における暴力団等の排除に関する項目に基づく除外措置を受けていないこと
- 7 次の内容を満たす光サービスの提供に必要な情報通信設備の設計施工、保守運用、管理業務を一元的に遂行し、かつ、日野・坂原地区における光サービスの永続的な提供が可能であること
  - (1) 光ファイバー網を利用した超高速大容量インターネット接続回線サービス
    - ア 通信速度は、上り下り共に最大概ね1Gbps程度(ベストエフォート型)とします。
    - イ インターネット接続回線使用料は定額制のサービスを提供することとします。
  - (2) IP電話サービス
    - ア OAB～J番号が利用可能であること
    - イ 緊急通報受理回線(110番、119番の光IP受理回線)を介して緊急通報通信指令台やフリーダイヤルへの通話が可能であること
  - (3) 上記(1)、(2)のサービスに係る利用者の負担(初期費用、月額利用料等)は、現在提供中の同種サービスを利用する場合と同程度とし、他地域との間で格差を設けないこと

# 藤岡市整備対象エリア図

凡 例	
●	通信事業者センタ
□	整備エリア



◆光芯線の仕様は、超高速ブロードバンドサービス利用し、ローコストでの構築とする。  
【以下に考え方を掲載】

## ①芯線数について

基本として通信用の芯線数は、地域事情に合わせ、1芯あたりのカバー世帯を8世帯とし、幹線および支線予定地点（=クロージャ）にその必要な世帯数に基づき芯線数を整備します。

通信用の芯線数は、1テープ（4芯）を方面別に設定し、使用するスプリッタが8分岐用（8世帯まで接続可）を利用することから、24回線を最高収容回線として使用します。残芯線については、保守用芯線として整備します。

## ②GE-OLTから光カプラまでの芯線数について

ブロードバンドのサービス品目として専用線として扱うこともあることから、シングルスター方式の利用も考慮しなければならないことから、芯線の確保の観点から光カプラ入りの接続クロージャまでを必要最小限度として4芯線（テープ）で整備します。

## ③使用ケーブルの芯線について

8、24、40、100芯線ケーブルで整備します。

## ④使用ケーブルの種類について

地下ケーブル、架空スロット型ケーブル、架空スロットレス型ケーブル（カプラ入りクロージャの下部に使用）を使用することで、効率良く整備します。

◆GE-OLT設置等は、整備エリア全てを網羅できるポイントに設置を行うものとする。  
【以下に当初の考え方を掲載】

①伝送損失の考慮について

基本として通信用の高速通信を行うため、光ファイバーの伝送損失を考慮した位置とし、長延化等の最新技術を取り入れて整備します。

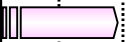

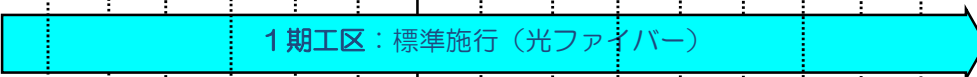


②GE-OLT装置の考慮について

分岐性能を最大限の収容として、最小の設置数で整備します。

# 整備計画

◆整備計画は、プロポーザル終了後業者決定を行い、対象地域の光ファイバー網整備に着手するものとする。

【以下に当初の考え方を掲載】

	令和2年度			令和3年度
	第2Q	第3Q	第4Q	
整備関連 <sup>ホ</sup> イト	 プロポーザル ▲業者決定 ▲高度無線環境整備推進事業交付申請			▲4/1サービス開始
日野地区エリア	 詳細設計	 1期工区：標準施行（光ファイバー）		
坂原地区エリア	 詳細設計	 2期工区：標準施行（光ファイバー）		



## プロポーザルの目的

これまで採算性の理由により民間事業者単独では、超高速ブロードバンドサービスを整備することができなかった藤岡市日野地区と坂原地区において、藤岡市(以下「市」という。)が整備費用の一部を負担することで、民間事業者が光ファイバー基盤を整備し、ICTの活用推進を図り、日野・坂原地域全体の活性化につなげることを目的とします。

## 整備事業者

この事業対象となる者は次の条件をすべて満たし、かつ、この仕様書に定める公募型プロポーザル方式による選定を経て、市から指定を受けた1者とします。

- 1 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者であること
- 2 日本国内において光ファイバーによる超高速ブロードバンド(以下「光サービス」という。)を提供していること
- 3 令和2・3年度藤岡市入札参加資格(「物品・役務」又は「建設工事」)を有すること
- 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- 6 市が定める契約事務等における暴力団等の排除に関する項目に基づく除外措置を受けていないこと
- 7 次の内容を満たす光サービスの提供に必要な情報通信設備の設計施工、保守運用、管理業務を一元的に遂行し、かつ、日野・坂原地区における光サービスの永続的な提供が可能であること
  - (1) 光ファイバー網を利用した超高速大容量インターネット接続回線サービス
    - ア 通信速度は、上り下り共に最大概ね1Gbps程度(ベストエフォート型)とします。
    - イ インターネット接続回線使用料は定額制のサービスを提供することとします。
  - (2) IP電話サービス
    - ア 0AB～J番号が利用可能であること
    - イ 緊急通報(110番、119番等)やフリーダイヤルへの通話が可能であること
  - (3) 上記(1)、(2)のサービスに係る利用者の負担(初期費用、月額利用料等)は、補助事業者がすでに提供中の同種サービスを利用する場合と同程度とし、他地域との間で格差を設けないこと

## プロポーザルの対象となる事業及び経費

対象となる事業は、日野・坂原地区における光サービスの提供にあたり、必要となる施設のうち、センター施設及び設備から分岐装置等（加入者宅への引込線の直前に設置するもの）までの光ケーブル幹線網による加入者系伝送路の施設整備工事（以下「本事業」という。）とし、対象となる経費は、本事業に要する次の初期経費（以下「本事業経費」という。）とします。

ただし、消費税及び地方消費税相当額は対象外です。したがって、本事業にあたって市に提出する企画提案書等に記載の金額は、税抜きの金額を使用してください。

### 1 施設・設備費

(1) 本事業に必要な次の施設及び設備（以下「本事業設備等」という。）の設置に要する経費

ア 鉄塔、イ 局舎、ウ 外構施設、エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）、オ 送受信機、カ 伝送用専用線、キ ケーブル、ク 中継増幅装置  
ケ 電源装置（予備電源装置を含む。）、コ 監視装置、サ 制御装置、シ 測定装置、ス その他本事業を実施するために必要な経費

(2) 付帯工事費

### 2 用地取得費・道路費

(1) 本事業設備等に挙げた施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）

(2) 付帯工事費

## 藤岡市負担金額

藤岡市の負担金額は、本事業経費総額から、総務省が実施する高度無線環境整備推進事業（以下「高度無線環境整備推進事業」という。）により、決定された額（整備費用の3分の1）を差し引いた範囲内の一部（上限額65,302千円）とします。

## 事業要件

- 1 本事業及び光サービス提供にあたり、その遂行能力を測るため、公募型プロポーザル方式により提案書等を評価し、優先交渉事業者を選定します。
- 2 優先交渉事業者は、あらためて市との交渉・協議を経た後、市からの指名決定を受けて整備事業者として確定するものとします。
- 3 国庫補助金を受けるには、補助事業者が、別途、総務省が指定する執行団体へ直接、指定する日時までに当該交付申請書を提出するものとします。
- 4 本事業実施にあたり、必要な各種認可申請は補助事業者が行うものとします。
- 5 3及び4に挙げる申請を行った場合は、市へ提出書類及び交付決定通知書等の写しを提出してください。

- 6 本事業設備等は、整備事業者に帰属するものとします。
- 7 藤岡市が実施した事前の回線利用意向調査では187回線の利用を見込んでいます。
- 8 高度無線環境整備推進事業に関する無線局整備は、家庭内Wi-Fiを採用するものとします。
- 9 本事業設備等について、光サービス開始後の更新、加入者増による増強等で必要となるものは、整備事業者の責任と費用において行うものとします。
- 10 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 本事業の履行期間は、令和3年3月31日までとします。
- 12 実際の本事業経費が当初の予定を上回った場合であっても事業決定時の負担金額は上限額を超えないものとします。
- 13 実施事業者決定後は、負担金に関する協定書を締結します。
- 14 前項の履行期間にかかわらず、本事業実施後、速やかに光サービスを開始してください。
- 15 サービス提供を開始した後、10年間の運用費は全て事業者負担とし、10年以内に補助事業者の都合によりサービスの全部又は一部の休止、若しくは廃止することはできません。ただし、特別の事情により事前に市が承諾した場合はこの限りではありません。
- 16 整備事業者は、本事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 17 整備事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、本事業終了後10年間保存し、提出を求められた場合はこれに応じなければなりません。
- 18 整備事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号)、この仕様書に記載の条件を遵守し、本事業を行わなければなりません。
- 19 高度無線環境整備推進事業に関する申請書類等の作成は、市が作成する必要があるものを除き、原則として申請者が作成してください。

## プロポーザル応募の方法、時期等

### 1 提出書類

藤岡市日野地区・坂原地区の光回線を整備するこの公募型プロポーザルに参加するには、次の書類を指定の書式により、それぞれ指定する期限までに提出してください。なお、当該期限を経過して提出された書類については受理することはできません。

#### (1) 参加届(必須)

本プロポーザルに参加するには、必ず以下の手順により、参加届を提出してください。

ア 提出書類:別紙参加届書式

イ 提出期限:令和2年9月11日(金)午後3時00分まで

ウ 提出方法:電子メールにて送信した後、必ず送信したことを電話にて連絡してください。

エ 提出先:電子メールアドレス:jono@city.fujioka.gunma.jp

オ 連絡先:藤岡市総務部総務課情報化推進係 担当 神崎 電話番号:0274-40-2221

カ 参加届を提出した後、企画提案書の提出がない場合は辞退したものとみなします。

(2) 質問書(任意)

この要項のほか、提出する書類に関して質問があるときは、以下の手順により質問することができます。

ア 質問

(ア) 提出書類:質問書(任意様式)

(イ) 提出期限:令和2年9月9日(水)午後3時00分まで

(ウ) 提出方法:電子メールにて送信し、必ず送信したことを電話にて連絡してください。

(エ) 提出先:電子メールアドレス:jono@city.fujioka.gunma.jp

(オ) 連絡先:藤岡市総務部総務課情報化推進係 担当 神崎 電話番号:0274-40-2221

イ 回答

(ア) 市は令和2年9月11日(金)午後5時00分までに回答を行います。

(イ) 回答は、電子メールとし、回答できるものから順次回答します。また、すべての質問に対する回答を参加者全員に行い、質問者名は明記しないこととします。なお、市の回答後に参加届を提出した応募者についても、さかのぼって他の応募者へ回答したものと同様の回答を送信することとします。

(3) 企画提案書(必須)

ア 作成要領

(ア) 提案書の形式

用紙サイズはA4版とします。ただし、図表等についてはA3版も可としますが、A4版に折り込んでください。

(イ) 提案書の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とすること。難解な専門用語を使わなければならない場合は必ず注釈を付してください。

(ウ) 提案中の文章及び図表において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本国通貨とします。

## イ 提案書の記載事項

### (ア) 本事業に係る費用

- a 本事業費総額(=b+c+d)、b 見込まれる国庫補助金額、c 希望する市からの負担金額、d 提案事業者の負担金額
- e 事業終了後の実績報告において、提案時の予算総額を下回り、差額が生じた場合の当該差額の取扱いについての考え方  
例:全額市補助金額へ充当  
一部充当(●%)等

### (イ) 本事業に係る費用の算定基礎((ア)にあげる内訳)

- a 積算資料(設計書、図面等)及び補助額算出根拠を添付してください。
- b 参考図面として次のものを添付してください。
  - ①全体システム構成図、②幹線ルート図(センター等位置が分かるもの)、③光ファイバー系統図(芯線数及び距離が分かるもの)
  - ④その他事業内容を説明するために必要と思われる図面(任意)※上記図面等において、本事業で整備する施設及び設備と、事業者が既に保有している施設及び設備の区分が分かるように明示してください。

### (ウ) 予定する光サービスの内容及び提供価格

- a インターネット接続回線サービスの内容
  - ①サービス提供エリア、②サービス開始時期、③サービスメニュー、通信速度、選択可能プロバイダ
  - ④IP電話対応(OAB~J等、110、119番通報の可否)、⑤その他オプションサービス(セキュリティサービス等)
- b インターネット接続回線使用料
  - ①利用者が負担すべき初期費用、月額料金と内訳、代表的なメニューごとの5年間の総額、②既存サービス提供エリアとの比較
- c ユーザーサポート体制
  - ①加入申込み時、②障害発生時、③各種問合せ時
- d サービスの内容が分かる約款、パンフレット等を添付してください。

## (エ) 事業スケジュール

- a 光サービス開始までの具体的な整備スケジュールを提示してください。
- b 市及び市民の対応が必要な作業がある場合は具体的な内容も含めて記載してください。

## (オ) 事業収支計画書(10年間)

- a 施設及び設備整備費、維持管理費、サービス提供収入に係る事業収支計画について総額及び算出根拠の概略を記載してください。

## (カ) 保守管理体制

## a 保守管理体制

体制図、機器等の監視体制、保守拠点の住所及びシステム障害対応(過去の対応事例等)

## b 故障対応フロー

## c 災害発生時の対応

## (キ) 環境変化への対応

ICTの将来の環境変化への対応の柔軟性、情報通信サービスの独自展開及び将来計画

## (ク) 会社概要及び業務実績

- a 会社名、所在地、資本金、売上高、自己資本比率、業務概要、社員数、組織図(パンフレット等があれば添付してください。)
- b 日本国内における同種サービスの提供実績(サービス名、提供地域名、加入者数等)
- c 当該事業の実施体制

## (ケ) その他提案事項

光サービスを提供する上での提案者側の条件や、提案者が特別に考えるサービス(自社特有の特別提供サービスや経年費用の軽減策等)、工事中における地域への貢献活動や地域活性化への貢献(地元業者の採用)等があれば記載してください。

## ウ 提出

## (ア) 提出期間: 令和2年9月15日(火)午後5時00分まで

ただし休日を除く午前9時～午後5時までとします。

## (イ) 提出物: アにより作成した提案書、見積書及び会社概要(パンフレット等)の資料

## (ウ) 提出部数: 製本5部及び電子データ(記録媒体:CD-R)

## (エ) 提出方法: 持参に限ります。ただし、上記期日までに必着とします。

## (オ) 提出先: 群馬県藤岡市中栗須327 藤岡市総務部総務課情報化推進係